

平成24年12月27日

関係者各位

破産者株式会社SFCG
破産管財人 瀬戸 英雄

IOMAグループとの間の訴訟上の和解について

株式会社 IOMA REAL ESTATE、株式会社 IOMA BOND INVESTMENT 及び合同会社 白虎（以下、三社併せて「IOMAら」といいます。）と破産管財人との間の訴訟について、平成24年11月12日、東京高等裁判所における和解が成立しましたので、下記のとおり、ご報告致します。

記

1 和解に至る経過

IOMAらは、破産管財人のIOMAらに対する否認請求認容決定を不服とし、東京地方裁判所に異議訴訟を提起し、平成23年3月28日、破産管財人の主張をほぼ全面的に認める一審判決が下されましたが、IOMAらが控訴したため、東京高等裁判所民事第21部において、一審判決の内容を前提とした和解協議が続けられていました（平成23年（ネ）第3297号事件）。

この度、破産管財人とIOMAらとの間で、以下のとおり、すべての紛争を解決する旨の協議が整い、破産裁判所の許可を得て、和解成立の運びとなりました。

本件和解内容は、破産管財人がIOMAらから解決金として約95億円を取得するものですが、一審判決の強制執行等によって68億円余が回収済みであり、その他現金10億円と本件異議訴訟の対象債権を取得することで、ほぼ満額まで実額回収ができる見込みです。また、本件異議訴訟の対象債権には、IOMAらの関連会社8社に二重、三重の債権譲渡登記がなされており、本件和解はこれらの債権譲渡登記もIOMAらの責任において抹消することとなっており、判決よりも有利な内容となっています。よって、本件和解を成立させ、IOMAらとの間のすべての紛争を解決することは、破産財団にとって早期に最大限の回収を図るものと判断しました。

関係者各位におかれましては、引き続き、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

2 和解内容の要旨

- ① I O M A らが破産管財人に対して、総額 9 5 億 0 6 0 9 万 8 1 9 5 円の解決金を支払う。
- ② 破産管財人と I O M A らは、破産管財人が一審判決後に I O M A らから回収した 6 8 億 8 6 4 3 万 6 2 5 7 円を本件解決金の支払に充当することに合意する。
- ③ 破産管財人と I O M A らは、不動産競売配当金等の供託金 2 億 9 5 8 5 万 4 1 9 6 円を破産管財人が取得することを認め、同金員を本件解決金の支払に充当することに合意する。
- ④ 破産管財人と I O M A らは、本件異議訴訟の対象債権の一部（原審評価額合計 1 3 億 2 3 8 0 万 7 7 4 2 円）を破産管財人が取得し、本件解決金の支払に充当することに合意する。I O M A らは、破産管財人が取得した債権の債権譲渡登記を抹消する。
- ⑤ 破産管財人と I O M A らは、本件異議訴訟の対象債権の一部を I O M A らが取得することに合意し、破産管財人は、I O M A らが取得した債権の担保権を移転する手続を行う。
- ⑥ 破産管財人と I O M A らは、本件和解成立後、すべての係属訴訟、仮処分事件及び仮差押事件を取り下げる。
- ⑦ 破産管財人と I O M A らとの間には、本件和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを確認する。

3 和解後の処理

・債務者への通知の発送

本件和解によって破産管財人が取得した債権については、本年 1 2 月末から翌年 1 月にかけて債務者に債権確定帰属通知を発送する予定です（I O M A らが取得した債権についても、同様に債務者に債権確定帰属通知を発送する予定。）

・元本未確定の根抵当権抹消通知の発送

また、破産者が I O M A らに債権を譲渡した当時、根抵当権の元本が確定していなかった債権がありますので、これについては、債務者に対し、破産管財人と債務者との共同申請によって根抵当権を抹消する旨のお知らせを順次発送する予定です。

・債権譲渡登記抹消及び担保権の移転手続

本件和解の対象債権は相当数に上りますが、順次、管財人が取得した異議訴訟の対象債権については、債権譲渡登記の抹消手続を行い、I O M A らが取得した債権については、I O M A らに担保権を移転する作業を行う予定です。

以上